

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成19年12月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム香川県サーバ等機器 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入場所及び借入期間

入札説明書及び仕様書による。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であり、この入札に係る平成20年度の歳入歳出予算が議会で可決されなかった場合は、この入札に係る契約は解除する。また、平成20年度以降の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約は変更し、又は解除する。

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成20年1月25日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

(3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

(4)本公告に示した調達物品を指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

(5)本公告に示した調達物品に係る迅速な保守サービス及び運用支援の体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、2の(4)及び(5)並びに仕様書に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成20年1月31日午後5時までに4の(1)の場所に提出し、当該書類に関し説明を求めら

れた場合は、それに応じなければならない。

なお、提出された書類を審査した結果、当該物品を納入することができると認められた者に限り入札に参加できるものとする。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 760-8570 香川県高松市番町4丁目1番10号

香川県政策部自治振興課 行政・選挙グループ

電話番号 087-832-3096

- (2) 入札説明会の日時及び場所

平成20年1月11日午前10時 香川県庁本館12階第5会議室

- (3) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。（郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成20年2月7日午後5時までとする。）

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成20年2月8日午前10時 香川県庁北館3階会計課入札室

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は免除

- (3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

- (4) 入札又は開札の取消し又は延期

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

- (5) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

- (7) 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

(8) 契約書作成の要否

要

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Prefectural Government Server of Inhabitant Registration Book network-system 1 set

(2) Time-limit for tender : 10:00 a.m., February 8, 2008 (By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., February 7, 2008)

(3) Contact point for the notice : Local Autonomy Promotion Division, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan
760-8570. TEL 087-832-3096

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.